

(介護予防) 居宅サービス事業等の指定有効期間を合わせるについて

(介護予防) 居宅サービス事業の指定有効期間については、介護保険法において6年と規定されていますが、事務負担軽減のため指定更新後の有効期間を合わせることを可能としています。

つきましては、介護予防サービスの指定有効期間を居宅サービス事業の指定有効期間に合わせる場合は、以下の例を参考に、必要に応じて指定有効期間を合わせる旨を申し出てください。

※ この運用は、高知市が指定するものに限りです。

同時に指定更新申請する場合の例

